



## 国際緑化推進センター（JIFPRO） 「海外植林による CO<sub>2</sub> 吸収量認証システム」の運用規程 (バージョン 04)

### 1. 背景・目的

植林は大気中から CO<sub>2</sub> を吸収することにより地球温暖化の緩和に貢献する。植林による CO<sub>2</sub> 吸収量を評価するために、国際的には京都議定書の CDM 植林やボランタリーな VCS 等、一方、国内的には J-クレジット制度等がある。しかし、国際的な制度はルールが必要以上に厳格で費用面の負担も大きいこと、他方、J-クレジット制度については国内のみを対象としていることから、我が国の民間企業や NGO 等がこれらの制度を利用して、海外植林による CO<sub>2</sub> 吸収量の評価を行うことは難しい状況にある。

そこで、公益財団法人国際緑化推進センター（以下、JIFPRO）は、民間企業や NGO 等による海外植林をより一層推進するために、吸収量を客観的に評価することを目的として、簡易で信頼性の高い、海外植林による CO<sub>2</sub> 吸収量認証システム（以下、吸収量認証システム）を定め運用する。本規程は、JIFPRO が実施する吸収量認証システムの仕組みを定め、その運営体制及び実施手続き等を明らかにすることを目的とする。

### 2. 運営体制

- (1) 吸収量認証システムの実施運営は、JIFPRO が行う。
- (2) JIFPRO は、外部有識者で構成する CO<sub>2</sub> 吸収量検証委員会（以下、検証委員会）を設置する。
- (3) JIFPRO は、検証委員会に諮り、海外植林による CO<sub>2</sub> 吸収量認証システムの運用規程（本規程、以下、運用規程）、同 CO<sub>2</sub> 吸収量の算定マニュアル（以下、算定マニュアル）及び同 CO<sub>2</sub> 吸収量の検証ガイドライン（以下、検証ガイドライン）を定める。

### 3. 適用条件

吸収量認証システムが適用可能な対象地は、海外において造成予定又は造成済みの人工林とする。ただし、植林前の対象地が保全価値の高い森林でないこと及び植林活動により地域住民へ顕著な悪影響がないことを条件とする。

### 4. 認証の種類

吸収量認証システムの種類は、吸収(予測)量認証と吸収(実績)量認証の 2 種類とする。吸収(予測)量とは、将来のある時点までに植林木が吸収する吸収量の予測値とし、吸収(実績)量とは、植林開始時から算定時までに植林木が実際に吸収した吸収量の推定値とする。



## 5. 実施手順

### ① 申請

吸収量認証を希望する事業者(以下、申請者)は、次の書類を JIFPRO に提出する。

- 申込書 (様式 1)
- 植林事業の概要説明書 (様式 2)
- CO<sub>2</sub> 吸収(実績/予測)量算定報告書 (様式 3 / 様式 4)

### ② 確認

JIFPRO は、提出書類に不備がないことを確認するとともに、運用規程の適用条件を満たしているか、算定マニュアルに沿って吸収(実績/予測)量が算定されているかを確認する。この場合、JIFPRO は必要に応じて追加的情報を申請者に求める。

### ③ 検証

JIFPRO は、上記②で確認した吸収(実績/予測)量算定報告書を検証委員会に報告し、検証を受ける。検証委員会は、検証ガイドラインに沿って検証を行い、検証報告書を作成する。

### ④ 吸収量認証書等の発行

JIFPRO は、検証報告書の結果を踏まえ、CO<sub>2</sub> 吸収(予測/実績)量認証書を発行する。

### ※) 申請書類作成の代行

申請者が技術的知見の不足等から①の申請書類 (特に、CO<sub>2</sub> 吸収(実績/予測)量算定報告書) の作成が困難な場合には、申請者からの依頼を受けて、JIFPRO 又は他の団体がこれを代行することができる。

## 6. その他

吸収量認証システムの適用にかかる費用については別途見積の上決定する。